

小金井市居住支援協議会会則（改正後案）

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、小金井市居住支援協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第 2 条 協議会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。）第 81 条の規定に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、小金井市における福祉の向上及び豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

（協議事項）

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- (3) 民間賃貸住宅の賃貸人からの物件登録促進のための環境整備に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事項に関すること。

2 第 5 条第 1 項第 1 号に規定する会長は、協議会において、必要があると認めるときは、次条に規定する会員以外の者の出席を求めることができる。

（組織）

第 4 条 協議会は、別表に掲げる会員をもって構成する。

第 2 章 役員

（役員の種別及び選任）

第 5 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人

(2) 副会長 1人

2 会長及び副会長は、それぞれ会員の互選により定める。

(役員の任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理するとともに、総会の議長となる。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 組織

(総会)

第8条 協議会の評議機関として、総会を置く。

2 総会は、次に掲げる事項を評議する。

(1) 協議会の事業計画に関すること。

(2) 協議会の事業報告に関すること。

(3) 協議会会則の制定及び改廃に関すること。

(4) 部会の設置に関すること。

(5) その他協議会に関する基本的事項及び重要事項に関すること。

3 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めたとき又は3分の1以上の会員から請求があったときには、臨時総会を開催する。

4 臨時総会は、会長が必要と認め開催する場合に限り、開催するまでの期間、内容その他の事由を勘案し、文書による評議をもって行うことができる。

5 総会は会長が招集する。

6 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

(定足数等)

第9条 総会は、会員の過半数の出席により成立する。

2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって意見を表明し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなす。

3 前項の規定により、書面評議し、又はその権限を他の会員に委任した者は、総会に出席したものとみなす。

(部会)

第10条 協議会は、運営に必要な事項を協議し、及び検討するため、部会を設置することができる。

2 部会は、会長が指名する者をもって構成し、部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会は、部会長が招集する。

4 部会長及び副部会長は、それぞれ部会員の互選により定める。

5 部会長は、部会を代表し、会務を総理するとともに、部会の議長となる。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 部会長は、必要があると認めるときは、部会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第11条 協議会の運営補佐及び庶務を執り行うため、小金井市都市整備部まちづくり推進課に事務局を置く。

第4章 雑則

(事業年度)

第12条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(秘密の保持)

第13条 会員は、協議会の事業の実施に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第14条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、令和4年4月15日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年6月29日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年5月10日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年5月19日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	団体名等	人数
不動産関係団体	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第11ブロック	1
	公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩中央支部	1
社会福祉法人	社会福祉法人小金井市社会福祉協議会	1
小金井市	都市整備部長	1
	地域福祉課長	1
	自立生活支援課長	1
	高齢福祉担当課長	1
	地域包括支援センター	1
	子育て支援課長	1
	まちづくり推進課長	1